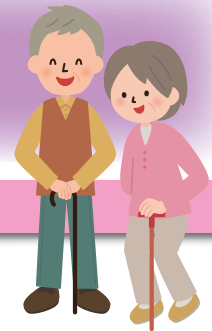


後期高齢者医療制度のお知らせ

令和2年度の保険料のお支払いと
保険証(被保険者証)の更新について

■7月に保険料をお知らせします

令和2年度の保険料については、7月に郵送でお知らせします。

保険料は、前年の所得額に応じて決定します。

保険料のお支払い方法

後期高齢者の方の保険料は、基本的に年金からのお支払い（特別徴収）となりますが、次のいずれかに当てはまる方は、年金からのお支払いができないため、納入通知書や口座振替（普通徴収）により納めていただきます。

★年金額が年額18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）

★介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

●年金からのお支払いは、希望により口座振替に変更することも可能です。

口座振替を希望される方は、下記担当までお申し出ください。

※保険料の支払い方法は、年度の途中で年金からのお支払いになる場合があります。決定通知書に記載していますのでご確認ください。

■保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証は、令和2年7月31日で有効期限を迎えるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付します。お手元に届きましたら現在お持ちのオレンジ色の保険証は破棄し、水色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和3年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民課後期高齢者・医療給付担当までお申し出ください。

新しい保険証は水色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	〇〇年 7月31日
交付年月日	〇〇年 7月 1日
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
性別	男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 0 1 1 0 0 0 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)、
限度証(限度額適用認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証および限度証は、令和2年7月31日で有効期限を迎えるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証および限度証を交付しますので、8月1日からは、現在お持ちの緑色の減額認定証および限度証は破棄し、黄色の減額認定証および限度証をご使用ください。有効期限は保険証と同じく令和3年7月31日までです。

新たに必要となる方は、次ページの「交付対象」に該当することをご確認の上、町民課後期高齢者・医療給付担当へ申請してください。



●減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方

●限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅢ(対象外)	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

新しい減額認定証および限度証は黄色です

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合 TEL011-290-5601

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 交付年月日	〇〇年 7月 31日 〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院 該当年月日	〇〇年 8月 1日 保険者印
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(来)

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限 交付年月日	〇〇年 7月 31日 〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	390110000 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(来)

健診受診者へお知らせ

健診受診が可能となりました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、4月・5月の集団健診を中止とし、町内医療機関での健康診査についても当面の間、お控えいただくようお願いしていたところですが、6月以降は、右記の感染予防対策をした上で実施していますので、ご理解ご協力をお願いします。

国内や道内の新型コロナウイルス感染状況等によっては、健診を中止する場合があります。あらかじめご了承ください。

◎以下に該当される方は、日程変更もしくは健診を見合わせるようお願いします。

- ・発熱、せきや息切れ、強いだるさ(倦怠感)、風邪の症状がある方
- ・体調がすぐれない方や、健診を受診することに不安がある方

◎健診当日のお願い

- ・健診会場(医療機関)へ行く前に体温測定をお願いします。
- ・問診時間を短くするため、調査票等の問診項目はできるだけ記入してきてください。
- ・小まめな手洗いやアルコール消毒にご協力をお願いします。
- ・マスクの着用を推奨していますので、お持ちの方はマスクの着用をお願いします。
- ・健診会場内に一定人数がいる場合には入場制限を行います。自家用車や別室でお待ちいただく場合がありますが、ご了承ください。(医療機関を受診される方は医療機関の指示に従ってください。)

問合せ／後期高齢者・医療給付担当(内線1241・1242・1243)

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

8月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までにお申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙(し尿処理専用)をご用意ください。

くみ取り申込み

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861

フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
各支所と各連絡事務所でもお申し込みできます。

問合せ／町民生活担当(内線1212・1213)

